



2022 年 7 月 28 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 沓掛 英二
(コード番号：3231 東証プライム)
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部長
佐々木 秀洋
TEL：(03) 3348-8117

役員向け業績連動型株式報酬制度及び従業員向けインセンティブ・プランの継続並びに継続に係る追加信託及び株式取得方法等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）及び一部の当社グループ会社の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、当社の対象者とあわせて「対象取締役等」という。）の全部または一部を対象とした株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」について、追加信託する金銭の額及び追加取得する当社株式の取得方法等について決定いたしました。また、当社及び一部の当社グループ会社（以下、「役員報酬BIP信託」の対象会社と合わせて「対象会社」という。）の従業員の一部（以下、「対象従業員」という。）を対象とした従業員インセンティブ・プランである「株式付与ESOP信託」（以下、「役員報酬BIP信託」と合わせて、「本制度」という。）について、一部改定の上継続することと、継続に伴い追加信託する金銭の額及び追加取得する当社株式の取得方法等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、2018年5月18日付「業績連動型株式報酬等の制度導入に関するお知らせ」、2019年4月25日付「「株式付与ESOP信託」の詳細決定に関するお知らせ」、2021年7月21日付「役員向け業績連動型株式報酬制度及び従業員向けインセンティブ・プランの継続並びに継続に係る追加信託及び株式取得方法等に関するお知らせ」及び2022年5月19日付「業績連動型株式報酬等の制度継続及び一部改定について」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続ならびに追加信託及び株式取得方法等について

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年4月に策定・公表した新たな中長期経営計画の目標達成に向けた業績に連動する株式報酬の対象取締役等の経営努力の成果と報酬制度の連動性をより高めること、並びに、業績に連動しない株式報酬の対象取締役等における株主との価値共有意識の一層の向上を図ることを目的として、役員報酬BIP信託を一部改定の上、継続することを決定しております。また、本日開催の取締役会において、対象従業員における当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを主たる目的として、株式付与ESOPを一部改定の上、継続することを決定いたしました。

本制度の継続による信託期間延長に伴い、以下の金銭を追加信託し、延長後の対象期間中に交付されることが見込まれる当社株式を株式市場から取得することといたします。

なお、株式の取得時期は、2022年8月4日～2022年11月1日を予定しております。

〈追加信託額〉

①役員報酬BIP信託	3,623 百万円 (予定) (信託報酬及び信託費用を含む)
②株式付与ESOP信託	703 百万円 (予定) (信託報酬及び信託費用を含む)

(ご参考)

【信託契約の内容】

	役員報酬B I P信託	株式付与E S O P信託
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社	
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
⑤受益者	対象取締役等のうち、受益者要件を満たす者	対象従業員のうち、受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約延長日	2022年8月1日（予定）	
⑧延長後の信託の期間	2018年9月3日～2027年8月31日 (予定)	2019年4月26日～2028年8月31日 (予定)
⑨制度開始日	2018年9月3日	2019年6月1日
⑩議決権行使	行使しない	
⑪取得株式の種類	当社普通株式	
⑫追加信託の金額	3,623百万円（予定） (信託報酬及び信託費用を含む)	703百万円（予定） (信託報酬及び信託費用を含む)
⑬株式の取得方法	株式市場から取得	
⑭株式の取得時期	2022年8月4日（予定）～2022年11月1日（予定）	
⑮帰属権利者	当社	
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以上